

○ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、同法施行令及び同法施行規則

○ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）

○ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令（昭和二十六年政令第二百九十一号）

○ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 削除

第三章 日本農林規格の制定（第七条―第十三条）

第四章 日本農林規格による格付

第一節 格付（第十四条―第十五条の二）

第二節 登録認定機関（第十六条―第十七条の十五）

第三節 格付の表示の保護（第十八条―第十九条の二）

第四節 外国における格付（第十九条の三―第十九条の七）

第五節 登録外国認定機関（第十九条の八―第十九条の十）

第六節 格付の表示の付してある農林物資の輸入等（第十九条の十一・第十九条の十二）

第五章 品質表示等の適正化（第十九条の十三―第十九条の十六）

第六章 雑則（第二十条―第二十三条）

第七章 罰則（第二十四条―第三十一条）

附則

第一章 総則

（法律の目的）

第一条 この法律は、適正かつ合理的な農林物資の規格を制定し、これを普及させることによつて、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図るとともに、農林物資の品質に関する適正な表示を行なわせることによつて一般消費者の選択に資し、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義等）

第二条 この法律で「農林物資」とは、次の各号に掲げる物資をいう。ただし、酒類並びに薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）に規定する医薬品、医薬部外品及び化粧品を除く。

一 飲食料品及び油脂  
二 農産物、林産物、畜産物及び水産物並びにこれらを原料又は材料として製造し、又は加工した物資（前号に掲げるものを除く。）であつて、政令で定めるもの

2 この法律で「規格」とは、農林物資の品質（その形状、寸法、量目又は荷造り、包装等の条件を含む。以下同じ。）についての基準及びその品質に関する表示（名称及び原産地の表示を含み、栄養成分の表示を除く。以下同じ。）の基準をいう。

3 この法律で「日本農林規格」とは、第七条の規定により制定された規格であつて、次に掲げる農林物資の品質についての基準を内容とするものをいう。

一 品位、成分、性能その他の品質についての基準（次号及び第三号に掲げるものを除く。）

二 生産の方法についての基準

三 流通の方法についての基準

4 前項第二号又は第三号に掲げる基準に係る日本農林規格は、生産の方法又は流通の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められる農林物資について制定することができる。

5 この法律で「登録認定機関」又は「登録外国認定機関」とは、それぞれ第十七条の二第一項又は第十九条の十において準用する同項の規定により農林水産大臣の登録を受けた法人をいう。

## 第二章 削除

第三条から第六条まで 削除

## 第三章 日本農林規格の制定

（日本農林規格の制定）

第七条 農林水産大臣は、第一条に規定する目的を達成するため必要があると認めるときは、農林物資の種類を指定して、これについての規格を制定する。

2 前項の規格は、当該規格に係る農林物資の品質、生産、取引、使用又は消費の現況及び将来の見通し並びに国際的な規格の動向を考慮するとともに、実質的に利害関係を有する者

（飲食料品及び油脂以外の農林物資）  
第一条 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第二号の政令で定める物資は、いぐさ製品、生糸、一般材、押角、耳付材、電柱、枕木、合板（航空機用のものを除く。）、床板、木炭及び農産物又は畜産物を原料又は材料とする飼料とする。

第一条から第十三条まで 削除

の意向を反映するように、かつ、その適用に当たつて同様な条件の下にある者に対して不公正に差別を付することがないように制定しなければならない。

3 農林水産大臣は、第十九条の十三第一項に規定する飲食料品又は同条第三項に規定する農林物資について第一項の規定により規格を制定するときは、その品質に関する表示の基準を定めなければならない。ただし、同条第一項から第三項までの規定により品質に関する表示の基準において定められた事項以外の事項について品質に関する表示の基準を定めるときは、この限りでない。

4 農林水産大臣は、需要者がその購入に際し容易にその品質を識別することができると認められる農林物資について、第一項の規定により規格を制定するときは、その品質に関する表示の基準を定めなければならないことができる。

5 農林水産大臣は、第一項の規定により規格を制定しようとするときは、あらかじめ審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの（以下「審議会」という。）の議決を経なければならない。

第八条 都道府県又は利害関係人は、農林水産省令で定める手続に従い、農林物資の種類を定め、原案を具して、日本農林規格を制定すべきことを農林水産大臣に申し出ることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による申出を受けた場合において、その申出に係る種類の農林物資について日本農林規格を制定すべきものと認めるときは、同項の原案を審議会に付議するものとし、その制定の必要がないと認めるときは、理由を付してその旨を当該申出人に通知しなければならない。

3 農林水産大臣は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

（日本農林規格の確認、改正及び廃止）

第九条 前二条の規定は、日本農林規格の確認、改正又は廃止

（審議会等で政令で定めるもの）  
第二条 法第七条第五項の審議会等で政令で定めるものは、農林物資規格調査会とする。

（日本農林規格の制定、確認、改正又は廃止の申出）  
第十四条 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「法」という。）第八条第一項（法第九条において準用する場合を含む。）の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した文書（正副三通）をもつてしなければならない。ただし、日本農林規格の確認又は廃止を申し出る場合には、その確認又は廃止しようとする日本農林規格を原案とみなす。

- 一 申出人の氏名又は名称及び住所
- 二 制定、確認、改正又は廃止しようとする農林物資の種類及び制定、確認、改正及び廃止の別
- 三 制定、確認、改正又は廃止の理由
- 四 制定又は改正の申出のときは、原案作成までの経過
- 五 申出人の従事している事業の種類とその内容

に準用する。

第十条 農林水産大臣は、第七条（前条において準用する場合を含む。）の規定により制定し、又は確認し、若しくは改正した日本農林規格がなお適正であるかどうかを、その制定又は確認若しくは改正の日から少なくとも五年を経過する日までに審議会の審議に付し、速やかに、これを確認し、又は必要があると認めるときは改正し、若しくは廃止しなければならない。

（公示）

第十一条 日本農林規格の制定、改正又は廃止は、その施行期日を定め、その期日の少なくとも三十日前に公示してしなければならない。

2 日本農林規格の確認は、これを公示してしなければならない。

（日本農林規格の呼称の禁止）

第十二条 何人も、日本農林規格でない農林物資の規格について日本農林規格又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

（公聴会）

第十三条 農林水産大臣は、必要があると認めるときは、日本農林規格を制定すべきかどうか、又は制定すべき日本農林規格の案について、公聴会を開いて利害関係人の意見をきくことができる。

2 日本農林規格に実質的な利害関係を有する者は、日本農林規格がすべての実質的な利害関係を有する者の意向を反映し、又はその適用に当って同様な条件の下にある者に対して不公正に差別を附するものでないかどうかについて、農林水産大臣に公聴会の開催を請求することができる。

3 農林水産大臣は、前項の請求があつたときは、公聴会を開

（日本農林規格の制定等の公示）

第十五条 法第十一条第一項に規定する公示は、次に掲げる事項を官報に掲載することによつて行う。

- 一 農林物資の種類
- 二 制定又は改正の公示のときは、当該日本農林規格
- 三 廃止の公示のときは、当該日本農林規格の告示の番号
- 四 制定、改正又は廃止の別
- 五 施行期日

2 法第十一条第二項に規定する公示は、次に掲げる事項を官報に掲載することによつて行う。

- 一 農林物資の種類
- 二 当該日本農林規格の告示の番号
- 三 当該日本農林規格が確認された旨

（公聴会）

第十六条 法第十三条第二項の規定により公聴会の開催を請求する者は、次に掲げる事項を記載した公聴会開催請求書（正副三通）を農林水産大臣に提出しなければならない。

- 一 請求者の氏名又は名称及び住所
- 二 請求事項
- 三 請求の理由
- 四 意見

かなければならない。

4 農林水産大臣は、公聴会において明らかにされた事実を検討し、日本農林規格の改正を必要と認めるときは、その改正について審議会の審議に付さなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、公聴会について必要な事項は、農林水産省令で定める。

第十七条 農林水産大臣は、公聴会を開催しようとするときは、少くともその十日前までに、日時、場所及び公聴会において意見を聞こうとする事項を公示しなければならない。

第十八条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ文書で当該事項に対する賛否及びその理由を農林水産大臣に申し出なければならぬ。

第十九条 公聴会においてその意見を聞こうとする利害関係人（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者のうちから、農林水産大臣が定め、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者のうちに、当該事項に対する賛成者及び反対者があるときは、その両方から公述人を選ばなければならない。

第二十条 公聴会は、農林水産大臣又はその指名する農林水産省の職員が、議長として主宰する。

第二十一条 公聴会には、議長が、そのつど指名する委員又は専門委員を出席させて意見を述べさせることができる。

第二十二条 公述人の発言は、当該事項の範囲をこえてはならない。  
2 議長は、公述人の発言が当該事項の範囲をこえ、又は公述人に不穏当な言動があつたときは、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

第二十三条 第二十一条の規定により指名された委員又は専門委員は、公述人に対して質疑を行なうことができる。

2 公述人は、委員又は専門委員に対して質疑を行うことができない。

第二十四条 公述人は、議長の承認を得たときは、文書で意見を提示し、又は代理人に意見を述べさせることができる。

#### 第四章 日本農林規格による格付

##### 第一節 格付

(製造業者等の行う格付)  
第十四条 農林物資の製造、加工(調整又は選別を含む。以下同じ。)、輸入又は販売を業とする者(以下「製造業者等」という。 )は、農林水産省令で定めるところにより、工場又は事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ登録認定機関の認定を受けて、その製造し、加工し、輸入し、又は販売する当該認定に係る農林物資について日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に日本農林規格により格付をしたことを示す農林水産省令で定める方式による特別な表示(以下「格付の表示」という。 )を付することができる。

2 農林物資の生産業者その他の農林物資の生産行程を管理し、又は把握するものとして農林水産省令で定めるもの(以下「生産行程管理者」という。 )は、農林水産省令で定めるところにより、工場又は事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ登録認定機関の認定を受けて、その生産行程を管理し、又は把握している当該認定に係る農林物資について日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示(第二条第三項第二号に掲げる基準に係るものに限る。 )を付することができる。

(製造業者等の認定の申請)

第二十五条 法第十四条第一項の認定の申請は、次に掲げる事項(第四十六条第二項の告示で定めるところにより行う認定の申請にあつては、第四号を除く。 )を記載した書類を登録認定機関に提出してしなければならない。  
一 氏名又は名称及び住所  
二 格付を行おうとする農林物資の種類  
三 当該農林物資の製造又は加工を行う工場又は事業所の名称及び所在地  
四 第二十九条第一項各号に掲げる事項  
五 その他参考となるべき事項

(格付の表示)

第二十六条 法第十四条第一項の農林水産省令で定める方式は、次のとおりとする。  
一 表示する事項は、おおむね次のとおりとし、その様式は農林水産大臣が農林物資ごとに告示で定める。  
イ 日本農林規格という文字又はその略字  
ロ 当該農林物資の名称  
ハ 該当する日本農林規格の等級  
ニ 認定を行つた登録認定機関の名称  
ホ 表示年月日  
二 表示の方法は、農林水産大臣が農林物資ごとに告示で定める。

(生産行程管理者)

第二十七条 法第十四条第二項の農林物資の生産行程を管理し、又は把握するものとして農林水産省令で定めるものは、次のとおりとする。  
一 当該農林物資の生産業者  
二 当該農林物資の生産業者を構成員とする法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。 )であつて当該農林物資の生産行程を管理し、又は把握するもの  
三 当該農林物資の販売業者であつて当該農林物資の生産行程を管理し、又は把握するもの

(生産行程管理者の認定の申請)

第二十八条 法第十四条第二項の認定の申請は、次に掲げる事項を記載した書類を登録認定機関に提出してしなければならない。  
一 氏名又は名称及び住所  
二 格付を行おうとする農林物資の種類  
三 当該農林物資の生産を行う工場又は事業所の名称及び所在地  
四 次条第二項各号に掲げる事項  
五 その他参考となるべき事項

- 3 農林物資の販売業者その他の農林物資の流通行程を管理し、又は把握するものとして農林水産省令で定めるもの（以下「流通行程管理者」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、農林物資の流通行程及び種類ごとに、あらかじめ登録認定機関の認定を受けて、その流通行程を管理し、又は把握している当該認定に係る農林物資について日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示（第二条第三項第三号に掲げる基準に係るものに限る。）を付することができる。
- 4 前三項の格付は、次の各号に掲げる基準について、それぞれ当該各号に定める検査により行うものとする。
  - 一 第二条第三項第一号に掲げる基準 農林水産省令で定めるところにより行う当該農林物資についての検査
  - 二 第二条第三項第二号に掲げる基準 農林水産省令で定めるところにより行う当該農林物資の生産行程についての検査
  - 三 第二条第三項第三号に掲げる基準 農林水産省令で定めるところにより行う当該農林物資の流通行程についての検査
- 5 第一項から第三項までの認定を受けた農林物資の製造業者等、生産行程管理者又は流通行程管理者は、その表示を能率的に行うため特に必要があるときは、これらの規定による格付前に、当該認定に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付しておくことができる。
- 6 前項の規定により当該物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示が付された農林物資は、第一項から第三項までの規定による格付が行われた後でなければ、譲り渡し、譲渡しの委託をし、又は譲渡しのために陳列してはならない。
- 7 第五項の規定により農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付した農林物資の製造業者等、生産行程管理者又は流通行程管理者は、その表示が、当該農林物資に係る第一項から第三項までの規定による格付の結果と一致しないことが明らかとなつたときは、遅滞なく、その表示を除去し、又は抹消しなければならない。
- 8 第一項から第三項までの認定の技術的基準は、農林水産省令で定める。

- （製造業者等の認定の技術的基準）
- 第二十九条 法第十四条第一項の認定の技術的基準は、次に掲げる事項の全部又は一部について、農林水産大臣が農林物資の種類ごとに定めるものとする。
- 一 製造又は加工、保管、品質管理及び格付のための施設
  - 二 品質管理の実施方法
  - 三 品質管理を担当する者の資格及び人数
  - 四 格付の組織及び実施方法

五 格付を担当する者の資格及び人数

2 法第十四条第二項の認定の技術的基準は、次に掲げる事項について、農林水産大臣が農林物資の種類ごとに定めるものとする。

- 一 生産及び保管に係る施設
- 二 生産行程の管理又は把握の実施方法
- 三 生産行程の管理又は把握を担当する者の資格及び人数
- 四 格付の実施方法
- 五 格付を担当する者の資格及び人数

(農林物資についての検査の方法)

第三十条 法第十四条第四項第一号の農林物資についての検査は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 農林水産大臣の定めるところに従い、各個に又は抽出して行うこと。
- 二 抽出して行う検査の場合における抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、農林水産大臣が農林物資の種類ごとに別に告示で定めるところによること。

(農林物資の生産行程についての検査の方法)

第三十一条 法第十四条第四項第二号の農林物資の生産行程についての検査は、農林水産大臣が農林物資の種類ごとに告示で定めるところに従い、当該農林物資の生産業者が作成する生産についての記録及びほ場又は事業所についての実地の調査その他の調査の結果により行うものとする。

(小分け業者の認定の申請)

第三十二条 法第十五条第一項の認定の申請は、次に掲げる事項を記載した書類を登録認定機関に提出してしなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 格付の表示を付そうとする農林物資の種類
- 三 当該農林物資の小分けを行う事業所の名称及び所在地
- 四 次条各号に掲げる事項
- 五 その他参考となるべき事項

(小分け業者の認定の技術的基準)

第三十三条 法第十五条第一項の認定の技術的基準は、次に掲げる事項について、農林水産大臣が農林物資の種類ごとに定めるものとする。

- 一 小分けし及び格付の表示を付するための施設
- 二 小分けの実施方法

(小分け業者による格付の表示)

第十五条 農林物資の小分けを業とする者(小分けして自ら販売することを業とする者を含む。以下「小分け業者」という。)は、農林水産省令で定めるところにより、事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ登録認定機関の認定を受けて、格付の表示(第二条第三項第二号に掲げる基準に係るものに限る。以下この項及び第十九条の四において同じ。)の付してある当該認定に係る農林物資(その包装、容器又は送り状に当該表示の付してある場合における当該農林物資を含む。同条において同じ。)について、小分け後の当該農林物資又はその包装若しくは容器に小分け前に当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に付されていた格付の表示と同一の格付の表示を付することができる。

2 前条第八項の規定は、前項の認定について準用する。

(輸入業者による格付の表示)

第十五条の二 第十九条の十五第一項に規定する指定農林物資(以下この条、第十八条第一項第五号及び第十九条の二において「指定農林物資」という。)の輸入業者は、農林水産省令で定めるところにより、事業所及び指定農林物資の種類ごとに、あらかじめ登録認定機関の認定を受けて、農林水産省令で定める事項が記載されている証明書又はその写しが添付されている当該認定に係る指定農林物資について、その輸入する当該指定農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付することができる。

2 前項の証明書は、外国(当該指定農林物資について日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度を有している国として農林水産省令で定めるものに限る。)の政府機関その他これに準ずるものとして農林水産大臣が指定するものによつて発行されたものに限る。

- 三 小分けを担当する者の資格及び人数
- 四 格付の表示を付する組織及び実施方法
- 五 格付の表示を担当する者の資格及び人数

(輸入業者の認定の申請)

第三十四条 法第十五条の二第一項の認定の申請は、次に掲げる事項を記載した書類を登録認定機関に提出してしなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 格付の表示を付そうとする指定農林物資の種類
- 三 当該指定農林物資の輸入を行う事業所の名称及び所在地
- 四 第三十六条各号に掲げる事項
- 五 その他参考となるべき事項

(証明書に記載すべき事項)

第三十五条 法第十五条の二第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 証明書を発行したものの名称及び住所
- 二 証明書の発行年月日
- 三 証明に係る指定農林物資の種類及び量
- 四 当該指定農林物資に係る生産行程管理者(法第十四条第二項の生産行程管理者をいう。以下同じ。)の認定に相当する行為を行った外国の機関の名称及び住所
- 五 当該指定農林物資について格付が行われたものである旨

(輸入業者の認定の技術的基準)

第三十六条 法第十五条の二第一項の認定の技術的基準は、次に掲げる事項について、農林水産大臣が指定農林物資の種類ごとに定めるものとする。

- 一 輸入品の受入れ及び保管のための施設
- 二 輸入品の受入れ及び保管の実施方法
- 三 輸入品の受入れ及び保管を担当する者の資格及び人数
- 四 格付の表示を付する組織及び実施方法
- 五 格付の表示を担当する者の資格及び人数

(指定農林物資について日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度を有している国)

第三十七条 法第十五条の二第二項の農林水産省令で定める国は、第四十条第四号に規定する有機農産物及び有機農産物加工食品について、アイルランド、アメリカ合衆国、イタリア、英国、オーストラリア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル及びルクセンブルクとする。

3 農林水産大臣は、前項の指定をしたときは、遅滞なく当該指定に係る外国の政府機関に準ずるものの名称その他の農林水産省令で定める事項を公示しなければならない。

4 第十四条第八項の規定は、第一項の認定について準用する。

## 第二節 登録認定機関

### (登録認定機関の登録)

第十六条 登録認定機関の登録（以下この節において単に「登録」という。）を受けようとする者（外国にある事業所により第十四条第一項から第三項まで、第十五条第一項、前条第一項、第十九条の三又は第十九条の四の認定（以下この節、第二十条第一項及び第二十条の二第一項において単に「認定」という。）を行おうとする者を除く。）は、農林水産省令で定める手続に従い、農林水産省令で定める区分ごとに、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付して、農林水産大臣に登録の申請をしなければならない。

### (登録認定機関の登録手数料)

第三条 法第十六条第一項の政令で定める額は、同項の農林水産省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。  
一 法第二条第三項第一号に掲げる基準に係る日本農林規格が定められている農林物資の種類が含まれる区分 十二万八千六百円（電子申請（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合にあつては、十二万八千三百円）  
二 前号に規定する区分以外の区分 十万五千七百円（電子申請による場合にあつては、十万五千四百円）

### (登録認定機関の登録)

第三十八条 法第十五条の二第三項の農林水産省令で定める事項は次に掲げるとおりとし、同項に規定する公示は官報に掲載することにより行う。  
一 外国の政府機関に準ずるものの名称及び住所  
二 外国の政府機関に準ずるものが発行する証明書に係る指定農林物資の種類

第三十九条 法第十六条第一項の登録の申請は、別記様式第一号による申請書に手数料に相当する額の収入印紙をはり付け、これを農林水産大臣に提出してしなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請をするときは、当該申請により得られた納付情報により、現金をもつて手数料を納付するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（申請者が外国法令に基づいて設立された法人である場合には、これらに準ずるもの）  
二 次の事項を記載した書類

イ 認定に関する業務を行う組織に関する事項

ロ 職員、登録認定機関が委嘱する外部の委員その他の認定に関する業務に従事する者の氏名、略歴及び担当する業務の範囲

ハ イ及びロに掲げるもののほか認定に関する業務の実施方法に関する事項

ニ 認定に関する業務以外の業務を行っている場合は、当該業務の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項

ホ 認定に関する業務又はこれに類似する業務の実績がある場合は、その実績

三 直近の財産目録又は貸借対照表

四 申請の日の属する事業年度の事業計画及び収支予算に関する書類

五 主要な株主の構成（当該株主が法第十七条の二第一項第二号に規定する被認定事業者である場合には、その旨を含む。）を記載した書類

六 役員の氏名、略歴及び担当する業務の範囲を記載した書類

2 農林水産大臣は、前項の規定による申請があつた場合において、必要があると認めるときは、独立行政法人農林水産消費技術センター（以下「センター」という。）に、当該申請が第十七条の二第一項各号に適合しているかどうかについて、必要な調査を行わせることができる。

（欠格条項）

第十七条 次の各号のいずれかに該当する法人は、登録を受けることができない。

一 その法人又はその業務を行う役員がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることなくつた日から一年を経過しないもの

二 第十七条の十二第一項から第三項まで又は第十九条の九第一項から第三項までの規定により登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない法人

三 第十七条の十二第一項から第三項まで又は第十九条の九

（登録認定機関の登録の区分）

第四十条 法第十六条第一項の農林水産省令で定める区分は、次のとおりとする。

一 飲食料品（第四号及び第五号に掲げるものを除く。）

二 生糸

三 一般材、押角、耳付材、合板（航空機用のものを除く。）及び床板

四 地鶏肉、有機農産物（当該農産物の生産に用いた種苗は種又は植付けの二年前（多年生の植物から収穫されるものにあつては、その収穫の三年前）から当該農産物の収穫に至るまでの間、化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材（使用することがやむを得ないものとして農林水産大臣が定めるものを除く。以下この号において「化学農薬等」という。）を使用しないほ場（当該農産物の収穫の一年前から収穫に至るまでの間、化学農薬等を使用しないほ場であつて、当該農産物の収穫後も引き続き化学農薬等を使用しないことが確実であると見込まれるものを含む。）において収穫された農産物であつて、農林水産大臣が定める基準に適合するものをいう。以下同じ。）、有機加工食品（有機農産物加工食品（専ら有機農産物を原料又は材料として製造し、又は加工した飲食料品であつて、農林水産大臣が定める基準に適合するものをいう。）、有機畜産物加工食品及び有機農畜産物加工食品をいう。以下同じ。）、有機飼料及び有機畜産物

五 生産情報公表牛肉、生産情報公表豚肉及び生産情報公表農産物

第一項から第三項までの規定による登録の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であつた者でその取消しの日から一年を経過しないものがその業務を行う役員となつてゐる法人

(登録の基準)

第十七条の二 農林水産大臣は、第十六条第一項の規定により登録を申請した者(以下「登録申請者」という。)が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならぬ。この場合において、登録に関して必要な手続は、農林水産省令で定める。

一 国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準に適合する法人であること。

二 登録申請者が、その申請に係る農林物資の製造業者等、生産行程管理者、流通行程管理者、小分け業者、外国製造業者等(本邦に輸出される農林物資を外国において製造し、加工し、又は輸出することを業とする者をいう。以下同じ。)、外国生産行程管理者(本邦に輸出される農林物資の外国における生産業者その他の当該農林物資の生産行程を外国において管理し、又は把握するものとして農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。)、外国流通行程管理者(本邦に輸出される農林物資の輸出業者その他の当該農林物資の流通行程を外国において管理し、又は把握するものとして農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。)

又は外国小分け業者(本邦に輸出される農林物資を外国において小分けすることを業とする者(小分けして自ら販売することを業とする者を含む。)をいう。以下同じ。)

(以下「被認定事業者」という。)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、被認定事業者がその親法人(会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。)であること。

ロ 登録申請者の役員に占める被認定事業者の役員又は職員(過去二年間に当該被認定事業者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者の代表権を有する役員が、被認定事業者の役員又は職員(過去二年間に当該被認定事業者の役員又は職員であつた者を含む。)であること。

2 登録は、次に掲げる事項を登録台帳に記帳して行う。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録認定機関の名称及び住所

(登録台帳への記帳)

第四十一条 法第十七条の二第一項の登録は、別記様式第二号による登録台帳に記帳して行う。

(外国生産行程管理者)

第四十二条 第二十七条の規定は、法第十七条の二第一項第二号の農林物資の生産行程を外国において管理し、又は把握するものとして農林水産省令で定めるものについて準用する。

- 三 登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
- 四 登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
- 三 農林水産大臣は、第一項の登録をしたときは、遅滞なく、前項に掲げる事項を公示しなければならない。

(登録の更新)  
第十七条の三 登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

- 3 第一項の登録の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下「登録の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 5 農林水産大臣は、第一項の登録の更新の申請が登録の有効期間の満了の日の六月前までに行われなかつたとき、又は同項の規定により登録が効力を失つたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(承継)  
第十七条の四 登録認定機関が当該登録に係る事業の全部を譲渡し、又は登録認定機関について合併若しくは分割(当該登

(登録認定機関の登録の有効期間)  
第四条 法第十七条の三第一項の政令で定める期間は、四年とする。

(登録認定機関の登録更新手数料)

第五条 法第十七条の三第二項において準用する法第十六条第一項の政令で定める額は、同項の農林水産省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。

- 一 法第二条第三項第一号に掲げる基準に係る日本農林規格が定められている農林物資の種類が含まれる区分 十万三千四百円(電子申請による場合にあつては、十万三千百円)
- 二 前号に規定する区分以外の区分 八万八千百円(電子申請による場合にあつては、八万七千八百円)

(登録認定機関の登録の更新に係る準用)

第四十三条 第三十九条の規定は法第十七条の三第二項において準用する法第十六条第一項の登録の更新の申請について、第四十条の規定は法第十七条の三第二項において準用する法第十六条第一項の農林水産省令で定める区分について、第四十一条の規定は法第十七条の三第二項において準用する法第十七条の二第一項の登録の更新について、それぞれ準用する。この場合において、第三十九条第二項第五号中「第十七条の二第一項第二号」とあるのは、「第十七条の三第二項において準用する法第十七条の二第一項第二号」と読み替えるものとする。

(登録認定機関の申請書の添付書類の記載事項の変更の届出)

第四十四条 登録認定機関は、第三十九条第二項第二号(ホを除く。)、第五号又は第六号(これらの規定を前条において準用する場合を含む。)に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、別記様式第三号による届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

録に係る事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、その事業の全部を譲り受けた法人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その登録認定機関の地位を承継する。

2 前項の規定により登録認定機関の地位を承継した法人は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(認定に関する義務の実施)

第十七条の五 登録認定機関は、認定を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、認定のための審査を行わなければならない。

2 登録認定機関は、公正に、かつ、農林水産省令で定める基準に適合する方法により認定、その取消しその他の認定に関する業務を行わなければならない。

(登録認定機関の地位の承継の届出)

第四十五条 法第十七条の四第二項の規定による届出をしようとする法人は、別記様式第四号による届出書に登録認定機関の地位を承継したことを証する書面を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

(登録認定機関の認定に関する業務の方法に関する基準)  
第四十六条 法第十七条の五第二項の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第十四条第一項及び第二項、第十五条第一項、第十五条の二第一項、第十九条の三第一項及び第二項並びに第十九条の四の認定の実施方法に関する基準

イ 認定をしようとするときは、当該認定の申請に係る工場、ほ場又は事業所における第二十九条第一項各号若しくは第二項各号(これらの規定を第五十五条において準用する場合を含む。)、第三十三条各号(第五十六条において準用する場合を含む。)、又は第三十六条各号に掲げる事項(以下この項において「認定事項」という。)(が第二十九条(第五十五条において準用する場合を含む。)、第三十三条(第五十六条において準用する場合を含む。))又は第三十六条の規定により農林水産大臣が定める認定の技術的基準であつて当該申請をした者(以下この号において「申請者」という。)(に係るもの(以下この項において単に「認定の技術的基準」という。))に適合することを書類審査及び実地の調査により確認すること。

ロ 申請者が農林物資(法第二条第三項第一号に掲げる基準に係る日本農林規格が定められているものに限る。)(の製造業者等(法第十四条第一項の製造業者等をいう。以下同じ。))又は外国製造業者等(法第十七条の二第一項第二号の外国製造業者等をいう。以下同じ。))である場合には、当該申請者が製造し、輸入し、又は販売しようとする農林物資であつて当該申請に係る種類の農林物資の製造工程を代表するもの(無作為に抽出したものに限り。)(が当該農林物資の種類に係る日本農林規格に適合することを当該日本農林規格に定める測定方法を用いて確認し、その結果に基づき、必要に応じ、再度の確認を行うことその他の措置を講じること。

ハ 申請者(法人にあつては申請者又はその業務を行う役員、人格

のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては申請者又はその代表者若しくは管理人）が次のいずれかに該当するときは、認定をしないこと。

(1) 法第十四条第六項若しくは第七項（これらの規定を法第十九条の六第一項において準用する場合を含む。）、第十八条若しくは第十九条の規定に違反し、法第十九条の二の規定による格付の表示の除去若しくは抹消の命令に違反し、又は法第二十条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項若しくは法第二十条の二第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したことにより、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者

(2) 法第十四条第一項若しくは第二項、第十五条第一項、第十五条の二第一項、第十九条の三第一項若しくは第二項又は第十九条の四の認定を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者

(3) 法第十四条第一項若しくは第二項、第十五条第一項、第十五条の二第一項、第十九条の三第一項若しくは第二項又は第十九条の四の認定の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る者（法人又は人格のない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めのあるものに限る。）の業務を行う役員（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）であつた者でその取消しの日から一年を経過しないもの

ニ 認定をするときは、以下の事項を含む適正な条件を付すること

(1) 認定に係る製造業者等、生産行程管理者、小分け業者（法第十五条第一項の小分け業者をいう。以下同じ。）、外国製造業者等、外国生産行程管理者（法第十七条の二第一項第二号の外国生産行程管理者をいう。以下同じ。）又は外国小分け業者（法第十七条の二第一項第二号の外国小分け業者をいう。以下同じ。）（以下この項において「認定事業者」と総称する。）は、認定事項が認定の技術的基準に適合するように維持すること

(2) 認定事業者は、法第十四条第六項及び第七項、第十八条並びに第十九条の規定を遵守すること。

(3) 認定事業者は、法第十九条の二の規定による農林水産大臣の命令に違反し、又は法第二十条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項若しくは法第二十条の二第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避してはならないこと。

(4) 認定事業者は、氏名若しくは名称、住所若しくは認定事項を

- 変更しようとするとき又は格付に関する業務（小分け業者、指定農林物資の輸入業者（法第十五条の二第一項の認定を受けた者に限る。(10)及び次条第一項第二号において同じ。）又は外国小分け業者にあつては、格付の表示に関する業務。以下この項及び次条第三項において同じ。）を廃止しようとするときは、あらかじめ登録認定機関にその旨を通知すること。
- (5) 認定事業者は、認定を受けている旨の広告又は表示を行うときは、その認定に係る農林物資以外の商品について登録認定機関の認定を受けていると誤認させ、又は登録認定機関の認定の審査の内容その他の認定に関する業務の内容について誤認させるおそれのないようにすること。
- (6) 認定事業者は、認定を受けている旨の広告又は表示を行うときは、その認定に係る種類の農林物資が当該農林物資の種類に係る日本農林規格に適合していることを示す目的以外の目的で行つてはならないこと。
- (7) 認定事業者は、登録認定機関が認定事業者に対し、(5)又は(6)の条件に違反すると認めて、広告若しくは表示の方法を改善し、又は広告若しくは表示をやめるべき旨の請求をしたときは、これに応じること。
- (8) (5)及び(6)に定めるもののほか、認定事業者は、他人にその認定又は格付若しくは格付の表示に関する情報の提供を行うに当たつては、その認定に係る種類の農林物資以外の商品について登録認定機関の認定を受けていると誤認させ、又は登録認定機関の認定の審査の内容その他の認定に関する業務の内容について誤認させるおそれのないよう努めること。
- (9) 認定事業者は、登録認定機関が定期的な、又は必要に応じて行う(1)の条件が遵守されているかどうかを確認するための調査に協力すること。
- (10) 毎年六月末日までに、その前年度の格付実績（小分け業者、指定農林物資の輸入業者又は外国小分け業者にあつては、格付の表示の実績）を登録認定機関に報告すること。
- (11) 登録認定機関は、認定事業者が行う格付に関する業務が適切に行われているかどうかを確認し、又は(5)、(6)若しくは(8)の条件が遵守されているかどうかを確認するため必要があるときは、認定事業者に対し、その業務に関し必要な報告を求め、又は認定に係る工場、ほ場、事務所、事業所、倉庫その他の場所に立ち入り、格付若しくは格付の表示、農林物資に係る広告若しくは表示、農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査することができること。
- (12) 登録認定機関は、認定事業者が(1)から(10)までに掲げる条件に違反し、又は(11)の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは(11)の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その認

定を取り消し、又は当該認定事業者に対し、格付に関する業務及び格付の表示の付してある農林物資の出荷を停止することを請求することができること。

(13) 登録認定機関は、認定事業者が(12)の規定による請求に応じないときは、その認定を取り消すこと。

(14) 認定事業者の氏名又は名称及び住所、認定に係る農林物資の種類、認定に係る工場、ほ場又は事業所の名称及び所在地並びに認定の年月日、(12)の規定による請求をしたとき又はその認定を取り消したときは当該請求又は取消しの年月日及び当該請求又は取消しをした理由並びに格付に関する業務を廃止したときは当該廃止の年月日を公表すること。

ホ イから二までに定めるもののほか、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準に適合する方法により認定の業務を行うこと。

## 二 認定事項の確認に関する基準

イ 認定事業者から認定事項を変更しようとする旨の通知を受けたときは、遅滞なく、当該変更後の認定事項が認定の技術的基準に適合することを確認すること。

ロ イの場合のほか、認定事業者が認定事項を変更したことを知つたときは、遅滞なく、当該変更後の認定事項が認定の技術的基準に適合することを確認すること。

ハ 認定事業者の認定をした日又は認定事業者に係る認定事項が認定の技術的基準に適合していることを確認した日(イ、ロ又はニの確認をした日を除く。)から農林水産大臣が農林物資の種類ごとに告示で定める期間内に当該認定事業者に係る認定事項が認定の技術的基準に適合することを確認すること。

ニ イから二までに定めるもののほか、認定事業者に係る認定事項が認定の技術的基準に適合しないおそれのある事実を把握したときは、遅滞なく、当該認定事業者に係る認定事項が認定の技術的基準に適合することを確認すること。

ホ イから二までの確認は、前号イ及びロの基準に適合する方法により行うこと。ただし、イ又はロの確認においては、同号イの書類審査の結果、当該認定事業者に係る認定事項が認定の技術的基準に適合すると認めるときは、同号イの実地の調査及び同号ロの確認を省略することができること。

ヘ イから二までに定めるもののほか、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準に適合する方法により認定事項の確認を行うこと。

## 三 認定事業者の認定の取消しその他の措置の実施方法に関する基準

イ 認定事業者に係る認定事項が認定の技術的基準に適合しなくなつたとき(ヘ(1)に該当するときを除く。)又は適合しなくなるおそれが大きいと認めるときは、当該認定事業者に対し、当該認定

の技術的基準に適合するため必要な措置をとるべきことを請求すること。

ロ 認定事業者が法第十四条第六項若しくは第七項、第十八条又は第十九条の規定に違反したとき（へ②に該当するときを除く。）は、当該認定事業者に対し、格付に関する業務の改善に関し必要な措置をとるべきことを請求すること。

ハ 認定事業者が第一号ニ⑤又は⑥の条件に違反したときは、当該認定事業者に対し、広告若しくは表示の方法を改善し、又は広告若しくは表示をやめるべきことを請求すること。

ニ 認定事業者に対してイからハまでの規定による請求をする場合において、当該認定事業者が当該請求に係る措置を講ずるのに相当の期間を要すると見込まれるときは、当該認定事業者に対し、当該認定事業者が当該請求に係る措置を講ずるまでの間、格付に関する業務（当該請求に係る種類の農林物資に限る。）及び格付の表示の付してある農林物資（当該請求に係る種類の農林物資に限る。）の出荷を停止することを請求すること。ただし、当該認定事業者がイからハまでの規定による請求に係る措置を講ずるまでに要する期間が一年を超えると見込まれるときは、イからハまでの規定にかかわらず、その認定を取り消すことができること。

ホ 認定事業者が正当な理由がなくて、第一号ニ④の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同号ニ④の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該認定事業者に対し、当該認定事業者が真実かつ正確な報告をし、又は当該認定事業者が当該検査に応じ、当該検査が終了するまでの間、格付に関する業務及び格付の表示の付してある農林物資の出荷を停止することを請求すること。

へ 認定事業者が次のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すこと。

(1) 認定事業者に係る認定事項が認定の技術的基準に適合しなくなつた場合であつて、当該認定の技術的基準に適合するものとなることが見込まれないとき。

(2) 認定事業者が法第十四条第六項若しくは第七項、第十八条又は第十九条の規定に違反した場合であつて、当該違反行為が当該認定事業者の故意又は重大な過失によるとき。

(3) 農林水産大臣が登録認定機関に対し、当該登録認定機関が認定した認定事業者が正当な理由がなくて、法第十九条の二の規定による命令に違反し、又は法第二十条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項若しくは法第二十条の二第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したことを理由として当該認定事業者の認定を取り消すことを求めたとき。

(4) 認定事業者が正当な理由がなくてニ又はホの規定による請求

に於けないとき。

ト イからホまでに定めるもののほか、認定事業者が認定に付された条件に違反したときは、適切な指導を行い、当該認定事業者が当該指導に従わないときは、認定の取消しその他の適切な措置を講ずること。

チ 認定事業者の認定の取消しをしようとするときは、その一週間前までに当該認定事業者にその旨を通知し、弁明の機会を付与すること。

リ イからチまでに定めるもののほか、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準に適合する方法により認定事業者の認定の取消しその他の措置を実施すること。

#### 四 認定事業者の認定等に係る公表に関する基準

イ 認定事業者の認定をしたときは、遅滞なく、次の事項（これらの事項に変更があつたときは、変更後のもの）を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法によりこれらの事項（これらの事項に変更があつたときは、変更後のもの）の提供をすること。

(1) 認定を受けた者の氏名又は名称及び住所

(2) 認定に係る農林物資の種類

(3) 認定に係る工場、ほ場又は事業所の名称及び所在地

(4) 認定の年月日

ロ 認定事業者に対し、前号ニ又はホの規定による請求をしたときは、遅滞なく、次の事項を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法によりこれらの事項の提供をすること。

(1) 請求に係る認定事業者の氏名又は名称及び住所

(2) 請求に係る農林物資の種類（請求が当該認定事業者の認定に係る農林物資のすべてに係るものであるときは、その旨）並びに格付に関する業務及び格付の表示の付してある農林物資について出荷の停止を請求している旨

(3) 請求に係る工場、ほ場又は事業所の名称及び所在地

(4) 請求の年月日

(5) 請求の理由

ハ 認定事業者が格付に関する業務を廃止したときは、遅滞なく、次の事項を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法によりこれらの事項の提供をすること。

(1) 廃止に係る認定事業者の氏名又は名称及び住所

(2) 廃止に係る農林物資の種類

(3) 廃止に係る工場、ほ場又は事業所の名称及び所在地

(4) 廃止の年月日

3 登録認定機関は、農林水産省令で定めるところにより、認定をした被認定事業者の氏名又は名称、住所その他の農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に報告しなければならない。

二 認定の取消しをしたときは、遅滞なく、次の事項を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法によりこれらの事項の提供をすること。

(1) 取消しに係る認定事業者の氏名又は名称及び住所

(2) 取り消した認定に係る農林物資の種類

(3) 取り消した認定に係る工場、ほ場又は事業所の名称及び所在地

(4) 取消しの年月日

(5) 取消しの理由

ホ イからニまでに掲げる事項の閲覧及び提供は、次に掲げる区分に応じ、次に定める期間行うこと。

(1) イに掲げる事項の閲覧及び提供 認定をした日から当該認定に係る認定事業者が格付の業務を廃止する日又は当該認定に係る認定事業者の認定の取消しをする日までの間

(2) ロに掲げる事項の閲覧及び提供 前号ニ又はホに規定する格付に関する業務及び格付の表示の付してある農林物資の出荷の停止の期間

(3) ハ又はニに掲げる事項の閲覧及び提供 認定事業者が格付に関する業務を廃止する日又は認定の取消しをする日から一年を経過する日までの間

2 登録認定機関は、第三十条（第五十七条において準用する場合を含む。）の検査の方法が定められている農林物資であつて当該検査を各個人に行うもの（農林水産大臣が定めるものに限る。）の製造業者等又は外国製造業者等の認定その他の認定に関する業務を行うときは、前項第一号イ、ロ及びニ、第二号イからホまで、第三号イからヘまで並びに第四号の規定にかかわらず、農林水産大臣が農林物資の種類ごとに告示で定めるところにより当該認定に関する業務を行うことができ

（登録認定機関の認定等の報告）

第四十七条 登録認定機関は、法第十四条第一項若しくは第二項、第十五条第一項、第十五条の二第一項、第十九条の三第一項若しくは第二項又は第十九条の四の認定（前条第二項の告示で定めるところにより行う認定を除く。第三項において同じ。）をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した別記様式第五号による報告書を農林水産大臣に提出しなければならない。その報告をした事項に変更があつたときも、同様とする。

一 当該認定に係る者の氏名又は名称及び住所

二 当該認定に係る者の製造業者等（法第十四条第一項の認定に係る者に限る。）、生産行程管理者、小分け業者、指定農林物資の輸入業者、外国製造業者等、外国生産行程管理者又は外国小分け業者の別

(事業所の変更の届出)  
第十七条の六 登録認定機関は、認定に関する業務を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、農林水産大臣に届け出なければならない。  
2 農林水産大臣は、前項の届出があつたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(業務規程)

- 三 当該認定に係る農林物資の種類
- 四 当該認定に係る工場、ほ場又は事業所の名称及び所在地
- 五 当該認定の年月日
- 2 登録認定機関は、前条第一項第三号二又はホの規定による請求をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した別記様式第六号による報告書を農林水産大臣に提出しなければならない。
  - 一 当該請求に係る者の氏名又は名称及び住所
  - 二 当該請求に係る農林物資の種類
  - 三 当該請求に係る工場、ほ場又は事業所の名称及び所在地
  - 四 当該請求の年月日
  - 五 当該請求の理由
- 3 登録認定機関は、その認定に係る製造業者等、生産行程管理者、小分け業者、外国製造業者等、外国生産行程管理者又は外国小分け業者（次項において「認定事業者」と総称する。）が格付に関する業務を廃止したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した別記様式第七号による報告書を農林水産大臣に提出しなければならない。
  - 一 当該廃止に係る者の氏名又は名称及び住所
  - 二 当該廃止に係る農林物資の種類
  - 三 当該廃止に係る工場、ほ場又は事業所の名称及び所在地
  - 四 当該廃止の年月日
- 4 登録認定機関は、認定事業者の認定を取り消したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した別記様式第八号による報告書を農林水産大臣に提出しなければならない。
  - 一 当該取消に係る者の氏名又は名称及び住所
  - 二 当該取消した認定に係る農林物資の種類
  - 三 当該取消した認定に係る工場、ほ場又は事業所の名称及び所在地
  - 四 当該取消の年月日
  - 五 当該取消の理由
- 5 前条第二項の告示で定めるところにより行う認定を受けた者の氏名又は名称、住所その他の事項の農林水産大臣への報告は、農林水産大臣が別に定めるところによるものとする。

(登録認定機関の事業所の変更の届出)  
第四十八条 法第十七条の六第一項の規定による届出をしようとする登録認定機関は、別記様式第九号による届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

(登録認定機関の業務規程)

第十七条の七 登録認定機関は、認定に関する業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、認定に関する業務の開始前に、農林水産大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、認定の実施方法、認定に関する料金の算定方法その他の農林水産省令で定める事項を定めておかなければならない。

（業務の休廃止）  
第十七条の八 登録認定機関は、認定に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、休止し、又は廃止しようとする日の六月前までに、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

2 農林水産大臣は、前項の届出があつたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第十七条の九 登録認定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2 被認定事業者その他の利害関係人は、登録認定機関の業務

第四十九条 法第十七条の七第一項前段の規定による業務規程の届出をしようとする登録認定機関は、別記様式第十号による届出書に業務規程正副二通を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第十七条の七第一項後段の規定による業務規程の変更の届出について準用する。

3 法第十七条の七第二項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 事業所の所在地及びその事業所において認定に関する業務を行う区域に関する事項

二 認定を行う農林物資の区分（当該区分に含まれる農林物資の種類のうち一部のものについて認定を行う場合にあつては、農林物資の種類）

三 認定に関する業務を行う時間及び休日に関する事項

四 認定の実施方法、認定の取消しの実施方法その他の認定に関する業務の実施方法に関する事項

五 認定に関する料金の算定方法に関する事項

六 認定に関する業務を行う組織に関する事項

七 認定に関する業務を行う者の職務に関する事項

八 認定に関する業務の公正な実施のために必要な事項

九 その他認定に関する業務に関し必要な事項

（登録認定機関の業務の休廃止の届出）

第五十条 法第十七条の八第一項の規定による届出をしようとする登録認定機関は、別記様式第十一号による届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。  
ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録認定機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて農林水産省令で定めるものをいう。）により提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

#### （適合命令）

第十七条の十 農林水産大臣は、登録認定機関が第十七条の二第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録認定機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

#### （改善命令）

第十七条の十一 農林水産大臣は、登録認定機関が第十七条の五の規定に違反していると認めるときは、当該登録認定機関に対し、認定に関する業務を行うべきこと又は認定の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

#### （登録の取消し等）

第十七条の十二 農林水産大臣は、登録認定機関が第十七条各号のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

2 農林水産大臣は、登録認定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて認定に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十七条の五、第十七条の六第一項、第十七条の七第一項、第十七条の八第一項、第十七条の九第一項又は次条の

#### （電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

第五十一条 法第十七条の九第二項第三号の農林水産省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2 法第十七条の九第二項第四号の農林水産省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録認定機関が定めるものとする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの  
二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

規定に違反したとき。

二 正当な理由がないのに第十七条の九第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

三 前二条の規定による命令に違反したとき。

四 不正の手段により登録を受けたとき。

3 農林水産大臣は、前二項に規定する場合のほか、登録認定機関が、正当な理由がないのに、その登録を受けた日から一年を経過してもなおその登録に係る認定に関する業務を開始せず、又は一年以上継続してその認定に関する業務を停止したときは、その登録を取り消すことができる。

4 農林水産大臣は、前三項の規定による処分に係る聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

5 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

6 農林水産大臣は、第一項から第三項までの規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（帳簿の記載）

第十七条の十三 登録認定機関は、農林水産省令で定めるところにより、帳簿を備え、認定に関する業務に関し農林水産省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（秘密保持義務）

（登録認定機関の帳簿）

第五十二条 登録認定機関は、次項に掲げる事項を農林物資の種類ごとに記載した帳簿を保存しなければならない。

2 法第十七条の十三の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 認定を申請した者の氏名又は名称及び住所

二 認定を申請した者の製造業者等（法第十四条第一項の認定を受けようとする者に限る。）、生産行程管理者、小分け業者、指定農林物資の輸入業者（法第十五条の二第一項の認定を受けようとする者に限る。）、外国製造業者等、外国生産行程管理者又は外国小分け業者の別

三 認定の申請を受理した年月日

四 認定の申請に係る農林物資の種類

五 認定の申請に係る工場、事業所又はほ場の名称及び所在地

六 認定をすることがどうかを決定した年月日

七 前号の決定の結果

八 認定に従事した者の氏名

3 第一項の帳簿は、最終の記載の日から五年間保存しなければならない。

第十七条の十四 登録認定機関の役員若しくはその職員又はこれららの者であつた者は、認定に関する業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(日本農林規格登録認定機関という名称の使用の禁止)

第十七条の十五 登録認定機関でない者は、日本農林規格登録認定機関という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

2 登録認定機関は、その登録した農林物資以外の農林物資については、日本農林規格登録認定機関という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

### 第三節 格付の表示の保護

(格付の表示の禁止)

第十八条 何人も、農林物資又はその包装、容器若しくは送付に格付の表示を付してはならない。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。

一 農林物資の製造業者等が第十四条第一項又は第五項の規定に基づき、その製造、加工、輸入若しくは販売に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送付に格付の表示を付する場合

二 農林物資の生産行程管理者が第十四条第二項又は第五項の規定に基づき、その生産行程の管理若しくは把握に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送付に格付の表示を付する場合

三 農林物資の流通行程管理者が第十四条第三項又は第五項の規定に基づき、その流通行程の管理若しくは把握に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送付に格付の表示を付する場合

四 農林物資の小分け業者が第十五条第一項の規定に基づき、小分け後の当該農林物資又はその包装若しくは容器に格付の表示を付する場合

五 指定農林物資の輸入業者が第十五条の二第一項の規定に基づき、その輸入に係る指定農林物資又はその包装、容器若しくは送付に格付の表示を付する場合

六 外国製造業者等が第十九条の三第一項又は第十九条の六第一項において準用する第十四条第五項の規定に基づき、その製造、加工若しくは輸出に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送付に格付の表示を付する場合

七 外国生産行程管理者が第十九条の三第二項又は第十九条

の六第一項において準用する第十四条第五項の規定に基づき、その生産行程の管理若しくは把握に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合

八 外国流通行程管理者が第十九条の三第三項又は第十九条の六第一項において準用する第十四条第五項の規定に基づき、その流通行程の管理若しくは把握に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合

九 外国小分け業者が第十九条の四の規定に基づき、小分け後の当該農林物資又はその包装若しくは容器に格付の表示を付する場合

2 何人も、農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示と紛らわしい表示を付してはならない。

(包装材料等の再使用の制限)

第十九条 格付の表示の付してある包装材料又は容器は、その格付の表示を除去し、又は抹消した後でなければ、再び農林物資の包装材料又は容器として使用してはならない。

(改善命令等)

第十九条の二 農林水産大臣は、第十四条第一項の認定を受けた農林物資の製造業者等(以下「認定製造業者等」という。)、同条第二項の認定を受けた農林物資の生産行程管理者(以下「認定生産行程管理者」という。)、若しくは同条第三項の認定を受けた農林物資の流通行程管理者(以下「認定流通行程管理者」という。)(の行う同条第一項から第三項までの規定による格付(認定製造業者等、認定生産行程管理者又は認定流通行程管理者の行う同条第一項から第三項まで又は第五項の規定による格付の表示を含む。)、第十五条第一項の認定を受けた農林物資の小分け業者(以下「認定小分け業者」という。)(の行う同項の規定による格付の表示又は第十五条の二第一項の認定を受けた指定農林物資の輸入業者(以下「認定輸入業者」という。)(の行う同項の規定による格付の表示が適当でないと認めるときは、当該認定製造業者等、認定生産行程管理者、認定流通行程管理者、認定小分け業者又は認定輸入業者に対し、期間を定めてその改善を命じ、又は格付の表示の除去若しくは抹消を命ずることができる。

第四節 外国における格付

(外国製造業者等の行う格付)

第十九条の三 外国製造業者等は、農林水産省令で定めるところにより、外国にある工場又は事業所及び農林物資の種類ご

(外国製造業者等の認定の申請)

第五十三条 第二十五条の規定は、法第十九条の三第一項の認定の申請について準用する。この場合において、第二十五条中「登録認定機関

とに、あらかじめ登録認定機関又は登録外国認定機関の認定を受けて、その製造し、加工し、又は輸出する当該認定に係る農林物資について日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付することができる。

2 外国生産行程管理者は、農林水産省令で定めるところにより、外国にあるほ場又は事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ登録認定機関又は登録外国認定機関の認定を受けて、その生産行程を管理し、又は把握している当該認定に係る農林物資について日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示（第二条第三項第二号に掲げる基準に係るものに限る。）を付することができる。

3 外国流通行程管理者は、農林水産省令で定めるところにより、農林物資の流通行程及び種類ごとに、あらかじめ登録認定機関又は登録外国認定機関の認定を受けて、その流通行程を管理し、又は把握している当該認定に係る農林物資について日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示（第二条第三項第三号に掲げる基準に係るものに限る。）を付することができる。

（外国小分け業者による格付の表示）

第十九条の四 外国小分け業者は、農林水産省令で定めるところにより、外国にある事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ登録認定機関又は登録外国認定機関の認定を受けて、格付の表示の付してある当該認定に係る農林物資について、小分け後の当該農林物資又はその包装若しくは容器に小分け前に当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に付されていた格付の表示と同一の格付の表示を付することができる。

（格付の表示の禁止）

第十九条の五 第十九条の三第一項の認定を受けた外国製造業者等（以下「認定外国製造業者等」という。）、同条第二項の認定を受けた外国生産行程管理者（以下「認定外国生産行程管理者」という。）、同条第三項の認定を受けた外国流通行程管理者（以下「認定外国流通行程管理者」という。）、又は前条の認定を受けた外国小分け業者（以下「認定外国小分け業者」という。）は、第十八条第一項第六号から第九号までに掲げる場合を除き、本邦に輸出される農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示又はこれと紛らわし

「とあるのは「登録認定機関又は登録外国認定機関」と、同条第四号中「第二十九条第一項各号」とあるのは「第五十五条において準用する第二十九条第一項各号」と読み替えるものとする。

（外国生産行程管理者の認定の申請）

第五十四条 第二十八条の規定は、法第十九条の三第二項の申請について準用する。この場合において、第二十八条中「登録認定機関」とあるのは「登録認定機関又は登録外国認定機関」と、同条第四号中「次条第二項各号」とあるのは「第五十五条において準用する第二十九条第二項各号」と読み替えるものとする。

（外国製造業者等の認定の技術的基準）

第五十五条 第二十九条の規定は、法第十九条の三第一項及び第二項の認定について準用する。

（外国小分け業者の認定に係る準用）

第五十六条 第三十二条及び第三十三条の規定は、法第十九条の四の認定について準用する。この場合において、第三十二条中「登録認定機関」とあるのは「登録認定機関又は登録外国認定機関」と、同条第四号中「次条各号」とあるのは「第五十六条において準用する第三十三条各号」と読み替えるものとする。

い表示を付してはならない。

(準用)

第十九条の六 第十四条第四項から第七項までの規定は、認定外国製造業者等、認定外国生産行程管理者又は認定外国流通行程管理者について準用する。この場合において、同条第四項中「前三項」とあり、及び同条第五項から第七項までの規定中「第一項から第三項まで」とあるのは、「第十九条の三」と読み替えるものとする。

2 第十四条第八項の規定は、第十九条の三又は第十九条の四の認定について準用する。

3 第十九条及び第十九条の二の規定は、認定外国製造業者等、認定外国生産行程管理者、認定外国流通行程管理者又は認定外国小分け業者について準用する。この場合において、第十九条中「再び農林物資」とあるのは「再び、本邦に輸出される農林物資」と、第十九条の二中「第十四条第一項の認定を受けた農林物資の製造業者等(以下「認定製造業者等」という。)、同条第二項の認定を受けた農林物資の生産行程管理者(以下「認定生産行程管理者」という。)」若しくは同条第三項の認定を受けた農林物資の流通行程管理者(以下「認定流通行程管理者」という。))の行う同条第一項から第三項まで」とあるのは「認定外国製造業者等、認定外国生産行程管理者若しくは認定外国流通行程管理者の行う第十九条の三」と、認定製造業者等、認定生産行程管理者又は認定流通行程管理者の行う同条第一項から第三項まで又は第五項とあるのは「認定外国製造業者等、認定外国生産行程管理者又は認定外国流通行程管理者の行う同条又は第十九条の六第一項において準用する第十四条第五項」と、「第十五条第一項の認定を受けた農林物資の小分け業者(以下「認定小分け業者」という。))の行う同項」とあるのは「認定外国小分け業者の行う第十九条の四」と、「命じ」とあるのは「請求し」と、「命ずる」とあるのは「請求する」と読み替えるものとする。

(外国製造業者等の公示)

第十九条の七 農林水産大臣は、第十七条の五第三項(第十九条の十において準用する場合を含む。))の規定により報告を受けたときは、遅滞なく、当該報告に係る外国製造業者等、外国生産行程管理者、外国流通行程管理者又は外国小分け業者の氏名又は名称、住所その他の農林水産省令で定める事項を公示しなければならない。

(外国製造業者等の行う農林物資についての検査の方法等に係る準用)

第五十七条 第三十条の規定は法第十九条の六第一項において準用する法第十四条第四項第一号の検査について、第三十一条の規定は法第十九条の六第一項において準用する法第十四条第四項第二号の検査について、それぞれ準用する。

(外国製造業者等の公示)

第五十八条 農林水産大臣は、第四十七条第一項(第六十六条において準用する場合を含む。))の規定により報告を受けたときは、当該報告に係る外国製造業者等、外国生産行程管理者又は外国小分け業者に係る同項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項を公示しなければならない。

2 農林水産大臣は、第四十七条第二項(第六十六条において準用する場合を含む。))の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る外

第五節 登録外国認定機関

(登録外国認定機関の登録)

第十九条の八 登録外国認定機関の登録（以下この節において単に「登録」という。）を受けようとする者（外国にある事業所により第十九条の三又は第十九条の四の認定（以下この節において単に「認定」という。）を行おうとする者に限る。）は、農林水産省令で定める手続に従い、農林水産省令で定める区分ごとに、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付して、農林水産大臣に登録の申請をしなければならない。

(登録外国認定機関の登録手数料)

第六条 法第十九条の八の政令で定める額は、同条の農林水産省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額に、職員二人が同条の登録の審査のため当該審査に係る事業所の所在地に出張するとした場合に国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）の規定により支給すべきこととなる旅費の額に相当する額を加算した額とする。

一 法第二条第三項第一号に掲げる基準に係る日本農林規格が定められている農林物資の種類が含まれる区分 八万四千八百円（電子申請による場合にあつては、八万四千五百円）

二 前号に規定する区分以外の区分 六万九千九百円（電子申請による場合にあつては、六万六千六百円）

2 前項の場合において、出張をする職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算することとし、旅行雑費の額その他その旅費の額の計算に関し必要な細目は、農林水産省令で定める。

国製造業者等、外国生産行程管理者又は外国小分け業者に係る同項各号に掲げる事項を公示しなければならない。

3 農林水産大臣は、第四十七条第三項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る外国製造業者等、外国生産行程管理者又は外国小分け業者に係る同項各号に掲げる事項を公示しなければならない。

4 農林水産大臣は、第四十七条第四項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る外国製造業者等、外国生産行程管理者又は外国小分け業者に係る同項各号に掲げる事項を公示しなければならない。

5 第四十七条第五項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による報告に係る事項の公示については、農林水産大臣が別に定めるところによるものとする。

(登録外国認定機関の登録に係る準用)

第五十九条 第三十九条の規定は法第十九条の八の登録の申請について、第四十条の規定は法第十九条の八の農林水産省令で定める区分について、第四十一条の規定は法第十九条の十において準用する法第十七条の二第一項の登録について、それぞれ準用する。この場合において、第三十九条第二項第五号中「第十七条の二第一項第二号」とあるのは、「第十九条の十において準用する法第十七条の二第一項第二号」と読み替えるものとする。

(登録外国認定機関の登録に係る旅費の額の計算の細目)

第六十条 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令（昭和二十六年政令第百九十一号。以下「令」という。）第六条第二項の規定による旅費の額の計算は、次に掲げるところによるものとする。

一 登録の審査のためその地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）

（第二条第一項第六号の在勤官署の所在地については、東京都千代田区霞が関一丁目二番一号とすること。）

二 旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しないこと。

三 登録の審査を実施する日数については、一日とすること。

四 旅費法第六条第一項の旅行雑費については、一万円とすること。

五 農林水産大臣が旅費法第四十六条第一項の規定による旅費の調整

(登録の取消し等)

第十九条の九 農林水産大臣は、登録外国認定機関が次条において準用する第十七条各号のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

2 農林水産大臣は、登録外国認定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて認定に関する業務の全部若しくは一部の停止を請求することができる。

一 次条において準用する第十七条の五、第十七条の六第一項、第十七条の七第一項、第十七条の八第一項、第十七条の九第一項又は第十七条の十三の規定に違反したとき。

二 正当な理由がないのに次条において準用する第十七条の九第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

三 次条において準用する第十七条の十又は第十七条の十一の規定による請求に応じなかつたとき。

四 不正の手段により登録を受けたとき。

五 農林水産大臣がこの法律の施行に必要な限度において、登録外国認定機関に対しその認定に関する業務に関し必要な報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

六 農林水産大臣がこの法律の施行に必要な限度において、その職員又はセンターに登録外国認定機関の事務所、事業所又は倉庫において認定に関する業務の状況又は帳簿、書類その他の物件についての検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

七 第四項の規定による費用の負担をしないとき。

3 農林水産大臣は、前二項に規定する場合のほか、登録外国認定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 正当な理由がないのに、その登録を受けた日から一年を経過してもなおその登録に係る認定に関する業務を開始せず、又は一年以上継続してその登録に係る認定に関する業務を停止したとき。

二 農林水産大臣が前項の規定により一年以内の期間を定めて認定に関する業務の全部又は一部の停止を請求した場合において、その請求に応じなかつたとき。

4 第二項第六号の検査に要する費用(政令で定めるものに限る。)は、当該検査を受ける登録外国認定機関の負担とする。

を行った場合における当該調整により支給しない部分に相当する額については、算入しないこと。

(登録外国認定機関の事務所等における検査に要する費用の負担)

第七条 法第十九条の九第四項の政令で定める費用は、同条第二項第六号の検査のため農林水産省又は独立行政法人農林水産消

(登録外国認定機関の事務所等における検査に係る旅費の額の計算の細目)

第六十一条 前条の規定は、令第七条の規定による旅費の額の計算について準用する。この場合において、前条第一号中「登録の審査」とあ

費技術センターの職員が当該検査に係る事務所、事業所又は倉庫の所在地に出張するのに要する旅費の額に相当する費用とする。この場合において、その旅費の額は、その出張する職員を二人とし、これらの職員が一般職の職員の給与に関する法律第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)による職務の級が四級である者であるものとして、旅費法の規定の例により計算するものとし、旅行雑費の額その他その旅費の額の計算に關し必要な細目は、農林水産省令で定める。

(登録外国認定機関の登録の有効期間)  
第八条 法第十九条の十において準用する法第十七条の三第一項の政令で定める期間は、四年とする。

(登録外国認定機関の登録更新手数料)

第九条 法第十九条の十において準用する法第十七条の三第二項において準用する法第十六条第一項の政令で定める額は、同項の農林水産省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額に、職員二人が法第十九条の十において準用する法第十七条の三第一項の登録の更新の審査のため当該審査に係る事業所の所在地に出張するとした場合に旅費法の規定により支給すべきこととなる旅費の額に相当する額を加算した額とする。

一 法第二条第三項第一号に掲げる基準に係る日本農林規格が定められている農林物資の種類が含まれる区分 五万九千六百円(電子申請による場合にあつては、五万九千三百円)  
二 前号に規定する区分以外の区分 四万四千三百円(電子申請による場合にあつては、四万四千元)  
2 第六条第二項の規定は、前項の旅費の額の計算について準用する。

るのは「検査」と、同条第三号中「登録の審査」とあるのは「検査」と、「一日」とあるのは「三日」と読み替えるものとする。

(登録外国認定機関の登録の更新に係る準用)

第六十二条 第三十九条の規定は法第十九条の十において準用する法第十七条の三第二項において準用する法第十六条第一項の登録の更新の申請について、第四十条の規定は法第十九条の十において準用する法第十七条の三第二項において準用する法第十六条第一項の農林水産省令で定める区分について、第四十一条の規定は法第十九条の十において準用する法第十七条の三第二項において準用する法第十九条の十において準用する法第六条第二項の規定による旅費の額の計算について、それぞれ準用する。この場合において、第三十九条第二項第五号中「第十七条の二第一項第二号」とあるのは「第十九条の十において準用する法第十七条の三第二項において準用する法第十九条の二第一項第二号」と、第六十条第一号及び第三号中「登録」とあるのは「登録の更新」と読み替えるものとする。

(登録外国認定機関の申請書の添付書類の記載事項の変更の届出)

第六十三条 第四十四条の規定は、登録外国認定機関の申請書の添付書類の記載事項の変更について準用する。この場合において、同条中「第三十九条第二項第二号」とあるのは「第五十九条において準用する第三十九条第二項第二号」と、「又は第六号(これらの規定を前条において準用する場合を含む。）」とあるのは「若しくは第六号又は第六十二条において準用する第三十九条第二項第二号(ホを除く。）」、「第五号若しくは第六号」と読み替えるものとする。

(登録外国認定機関の地位の承継の届出)

第六十四条 第四十五条の規定は、法第十九条の十において準用する法第十七条の四第二項の規定による届出について準用する。

(登録外国認定機関の認定に関する業務の方法に関する基準)

第六十五条 第四十六条の規定は、法第十九条の十において準用する法第十七条の五第二項の農林水産省令で定める基準について準用する。この場合において、第四十六条第一号中「第十四条第一項及び第二項、第十五条第一項、第十五条の二第一項、第十九条の三第一項

(準用)  
第十九条の十 第十六条第二項、第十七条から第十七条の十一まで、第十七条の十二第四項から第六項まで及び第十七条の十三の規定は、登録外国認定機関について準用する。この場合において、第十六条第二項中「前項」とあるのは「第十九条の八」と、「第十七条の二第一項各号」とあるのは「第十九条の十において準用する第十七条の二第一項各号」と、第十七条の二第一項中「第十六条第一項」とあるのは「第十九条の八」と、「第十七条の十中「第十七条の二第一項各号」とあるのは「第十九条の十において準用する第十七条の二第一項各号」と、「命ずる」とあるのは「請求する」と、「第十七条の十一中「第十七条の五」とあるのは「第十九条の十において準用する第十七条の五」と、「命ずる」とあるのは「請求する」と、「第十七条の十二第四項中「前三項」とあるのは「第十九条の九第一項から第三項まで」と、「一週間前」とあるのは「二週間前」と、同条第六項中「第一項から第三項まで」とあるのは「第十九条の九第一項から第三項まで」と読み替えるものとする。

「とあるのは「第十九条の三第一項」と、同号二(2)中「並びに第十九条」とあるのは、「第十九条並びに第十九条の五の規定、法第十九条の六第一項において準用する法第十四条第六項及び第七項の規定並びに法第十九条の六第三項において準用する法第十九条」と、同号二(3)中「第十九条の二」とあるのは「第十九条の六第三項において準用する法第十九条の二」と、「命令に違反し、又は法第二十条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項若しくは法第二十条の二第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避して」とあるのは「請求を拒んで」と、同項第三号ロ及び(2)中「又は第十九条」とあるのは、「第十九条若しくは第十九条の五の規定、法第十九条の六第一項において準用する法第十四条第六項若しくは第七項の規定又は法第十九条の六第三項において準用する法第十九条」と、同号へ(3)中「法第十九条の二の規定による命令に違反し、又は法第二十条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項若しくは法第二十条の二第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した」とあるのは「法第十九条の六第三項において準用する法第十九条の二の規定による請求に応じなかつた」と読み替えるものとする。

(登録外国認定機関の認定等の報告)

第六十六条 第四十七条の規定は、法第十九条の十において準用する法第十七条の五第三項の規定による報告について準用する。この場合において、第四十七条第一項中「前条第二項」とあるのは「第六十五条において準用する第四十六条第二項」と、同条第二項中「前条第一項第三号二」とあるのは「第六十五条において準用する第四十六条第一項第三号二」と、同条第五項中「前条第二項」とあるのは「第六十五条において準用する第四十六条第二項」と読み替えるものとする。

(登録外国認定機関の事業所の変更の届出)

第六十七条 第四十八条の規定は、法第十九条の十において準用する法第十七条の六第一項の規定による届出について準用する。

(登録外国認定機関の業務規程)

第六十八条 第四十九条第一項及び第二項の規定は法第十九条の十において準用する法第十七条の七第一項の規定による届出について、第四十九条第三項の規定は法第十九条の十において準用する法第十七条の七第二項の農林水産省令で定める事項について、それぞれ準用する。

(登録外国認定機関の業務の休廃止の届出)

第六十九条 第五十条の規定は、法第十九条の十において準用する法第十七条の八第一項の規定による届出について準用する。

第六節 格付の表示の付してある農林物資の輸入等

(格付の表示の付してある農林物資の輸入)

第十九条の十一 農林物資の輸入業者は、格付の表示又はこれと紛らわしい表示の付してある農林物資（その包装、容器又は送り状に当該表示の付してある場合における当該農林物資を含む。以下この条において同じ。）でその輸入に係るものを譲り渡し、譲渡しの委託をし、又は譲渡しのために陳列してはならない。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。

- 一 当該表示が認定外国製造業者等によりその認定に係る農林物資に付されたものである場合
- 二 当該表示が認定外国生産行程管理者によりその認定に係る農林物資に付されたものである場合
- 三 当該表示が認定外国流通行程管理者によりその認定に係る農林物資に付されたものである場合
- 四 当該表示が認定外国小分け業者によりその認定に係る農林物資に付されたものである場合

(格付の表示の除去等)

第十九条の十二 農林物資の生産業者又は販売業者は、その所有する農林物資（第二条第三項第二号又は第三号に掲げる基準に係る日本農林規格が制定されている農林物資であつて農林水産省令で定めるものに限る。）であつて格付の表示の付してあるもの（その包装、容器又は送り状に当該表示の付してある場合における当該農林物資を含む。）に当該日本農林規格に適合しないことが事実となる事由として農林水産省令で定める事由が生じたときは、遅滞なく、その表示を除去し、又は抹消しなければならない。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法等)  
第七十条 第五十一条第一項の規定は法第十九条の十において準用する法第十七条の九第二項第三号の農林水産省令で定める方法について、第五十一条第二項の規定は法第十九条の十において準用する法第十七条の九第二項第四号の農林水産省令で定める電磁的方法について、それぞれ準用する。

(登録外国認定機関の帳簿)  
第七十一条 第五十二条の規定は、法第十九条の十において準用する法第十七条の十三の規定による帳簿の記載について準用する。

(格付の表示の除去等を行う農林物資)  
第七十二条 法第十九条の十二の農林水産省令で定める農林物資は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同条の農林水産省令で定める事由は、当該農林物資について同表の下欄に掲げるとおりとする。

有機農産物	<ol style="list-style-type: none"> <li>一 農林水産大臣が定める物質以外の薬剤、添加物その他の物質が使用され、又は混入すること。</li> <li>二 上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。</li> </ol>
有機加工食品	<ol style="list-style-type: none"> <li>一 農林水産大臣が定める物質以外の</li> </ol>

有機飼料	<p>薬剤、添加物その他の物質が使用され、又は混入すること。</p> <p>二 上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。</p>
有機畜産物	<p>一 農林水産大臣が定める物資以外の薬剤、添加物その他の物資が使用され、又は混入すること</p> <p>二 上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること</p>
生産情報公表牛肉	<p>一 生産情報の公表が取りやめられること。</p> <p>二 公表されている生産情報が当該生産情報公表牛肉に係る生産情報であることが明らかでなくなること。</p> <p>三 公表されている生産情報が事実を反していること。</p> <p>四 上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。</p>
生産情報公表豚肉	<p>一 生産情報の公表が取りやめられること。</p> <p>二 公表されている生産情報が当該生産情報公表豚肉に係る生産情報であることが明らかでなくなること。</p> <p>三 公表されている生産情報が事実を反していること。</p> <p>四 上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。</p>
生産情報公表農産物	<p>一 生産情報（生産情報と併せて農林水産大臣が定めるところにより算定した化学合成農薬削減割合又は化学肥料削減割合が公表されている生産情報公表農産物にあつては、当該化</p>

第五章 品質表示等の適正化

(製造業者等が守るべき表示の基準)

第十九条の十三 農林水産大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図り一般消費者の選択に資するため、農林物資のうち飲食料品(生産の方法又は流通の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められるものを除く。)の品質に関する表示について、農林水産省令で定める区分ごとに、次に掲げる事項のうち必要な事項につき、その製造業者等が守るべき基準を定めなければならない。

一 名称、原料又は材料、保存の方法、原産地その他表示すべき事項

二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者等が遵守すべき事項

2 農林水産大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図るため特に必要があると認めるときは、前項の基準において定めるもののほか、同項に規定する飲食料品の品質に関する表示について、その種類ごとに、同項各号に掲げる事項につき、その製造業者等が守るべき基準を定めることができる。

3 農林水産大臣は、飲食料品以外の農林物資(生産の方法又は流通の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められるものを除く。)で、一般消費者がその購入に際してその品質を識別することが特に必要であると認められるものうち、一般消費者の経済的利益を保護するためその品質に関する表示の適正化を図る必要があるものとして政令で指定するものについては、その指定のあつた後速やかに、その品質に関する表示について、その製造業者等が守るべき基準を定

(飲食料品の区分)

第七十三条 法第十九条の十三第一項の農林水産省令で定める区分は、次のとおりとする。

一 製造又は加工された飲食料品  
二 前号に掲げる飲食料品以外の飲食料品

学合成農薬削減割合又は化学肥料削減割合を含む。以下この項において同じ。)の公表が取りやめられること。

二 公表されている生産情報が当該生産情報公表農産物に係る生産情報であることが明らかでなくなること。

三 公表されている生産情報が事実と反していること。

四 上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。

めなければならぬ。

4 農林水産大臣は、前三項の規定により品質に関する表示の基準を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

5 農林水産大臣は、第一項から第三項までの規定により品質に関する表示の基準を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

6 第七条第二項並びに第十三条第一項、第四項及び第五項の規定は第一項から第三項までの場合について、同条第二項から第五項までの規定は第一項から第三項までの規定により定められた品質に関する表示の基準について準用する。この場合において、第十三条第四項中「その改正について審議会の審議に付さなければ」とあるのは、「その改正をしなれば」と読み替えるものとする。

(表示に関する指示等)

第十九条の十四 農林水産大臣は、前条第一項若しくは第二項の規定により定められた同条第一項第一号に掲げる事項(以下「表示事項」という。)を表示せず、又は同項若しくは同条第二項の規定により定められた同条第一項第二号に掲げる事項(以下「遵守事項」という。)を遵守しない製造業者等があるときは、当該製造業者等に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

2 農林水産大臣は、前条第三項の規定により定められた品質に関する表示の基準を守らない製造業者等があるときは、当該製造業者等に対し、その基準を守るべき旨の指示をすることができる。

3 農林水産大臣は、前二項の指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定農林物資に係る名称の表示)

第十九条の十五 何人も、第二条第三項第二号に掲げる基準に係る日本農林規格が定められている農林物資であつて、当該日本農林規格において定める名称が当該日本農林規格において定める生産の方法とは異なる方法により生産された他の農林物資についても用いられており、これを放置しては一般消費者の選択に著しい支障を生ずるおそれがあるため、名称の表示の適正化を図ることが特に必要であると認められるものとして政令で指定するもの(以下「指定農林物資」という。)

( )については、当該指定農林物資又はその包装、容器若しく

(名称の表示の適正化を図ることが必要な農林物資)

第十条 法第十九条の十五第一項の政令で指定する農林物資は、次のいずれかに該当する飲食品とする。

一 当該農産物の生産に用いた種苗のは種又は植付けの二年前(多年生の植物から収穫されるものにあつては、その収穫の三年前)から当該農産物の収穫に至るまでの間、化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材(使用することがやむを得ないものとして農林水産大臣が定めるものを除く。以下この号において「化学農薬等」という。)を使用しないほ場(当該農産物の収穫の一年前から収穫に至るまでの間、化学

は送り状に当該日本農林規格による格付の表示が付されていない場合には、当該日本農林規格において定める名称の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

2 何人も、指定農林物資以外の農林物資について、当該指定農林物資に係る日本農林規格において定める名称の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

3 農林物資の輸入業者は、指定農林物資に係る日本農林規格による格付の表示が当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に付されておらず、かつ、当該日本農林規格において定める名称の表示又はこれと紛らわしい表示が付してある農林物資（その包装、容器又は送り状に当該表示の付してある場合における当該農林物資を含む。）でその輸入に係るものを販売し、販売の委託をし、又は販売のために陳列してはならない。

（名称の表示の除去命令等）

第十九条の十六 農林水産大臣は、前条の規定に違反した者に対し、指定農林物資に係る日本農林規格において定める名称の表示若しくはこれと紛らわしい表示を除去若しくは抹消すべき旨を命じ、又は指定農林物資の販売、販売の委託若しくは販売のための陳列を禁止することができる。

## 第六章 雑則

（報告及び立入検査）

第二十条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録認定機関に対し、認定に関する業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録認定機関の事務所、事業所若しくは倉庫に立ち入り、認定に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定製造業者等、認定生産行程管理者、認定流通行程管理者、認定小分け業者、認定輸入業者、第十九条の十三第一項から第三項までの規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の製造業者等若しくは指定農林物資の生産業者、販売業者若しくは輸入業者に対し、その格付（格付の表示を含む。以下この項及び次条第二項において同じ。）、品質に関する表示若しくは指定農林物資に係る名称の表示に関し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の工場、ほ場、店舗、事務所、事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、格付、品質に関する表示若しくは指定農林物資に

農薬等を使用しないほ場であつて、当該農産物の収穫後も引き続き化学農薬等を使用しないことが確実であると見込まれるものを含む。）において収穫された農産物（農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。）

二 専ら前号に掲げる農産物を原料又は材料として製造し、又は加工した飲食料品（農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。）

係る名称の表示の状況若しくは農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(センターによる立入検査)

第二十條の二 農林水産大臣は、前条第一項の場合において必要があるとき認めるときは、センターに、登録認定機関の事務所、事業所又は倉庫に立ち入り、認定に関する業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 農林水産大臣は、前条第二項の場合において必要があるとき認めるときは、センターに、同項に規定する者の工場、ほ場、店舗、事務所、事業所又は倉庫その他の場所に立ち入り、格付、品質に関する表示若しくは指定農林物資に係る名称の表示の状況又は農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 農林水産大臣は、前二項の規定によりセンターに立入検査を行わせる場合には、センターに対し、当該立入検査の期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

4 センターは、前項の指示に従つて第一項又は第二項に規定する立入検査を行ったときは、農林水産省令定めるところにより、その結果を農林水産大臣に報告しなければならない。

5 第一項又は第二項の規定による立入検査については、前条第三項及び第四項の規定を準用する。

(法第二十條第一項又は第二項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書)

第七十四條 法第二十條第三項の証明書は、別記様式第十二号による。

(センターの行う立入検査の結果等の報告)

第七十五條 法第二十條の二第四項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一 立入検査を行った登録認定機関、認定製造業者等(法第十九條の二の認定製造業者等をいう。)、認定生産行程管理者(同條の認定生産行程管理者をいう。)、認定小分け業者(同條の認定小分け業者をいう。)、認定輸入業者(同條の認定輸入業者をいう。)、法第十九條の十三第一項から第三項までの規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の製造業者等又は指定農林物資の生産業者、販売業者若しくは輸入業者の氏名又は名称及び住所

二 立入検査を行った年月日

三 立入検査を行った場所

四 立入検査に係る農林物資の種類

五 立入検査の結果

六 その他参考となるべき事項

(法第二十條の二第一項又は第二項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書)

第七十六條 法第二十條の二第五項において準用する法第二十條第三項の証明書は、別記様式第十三号による。

(センターに対する命令)  
第二十条の三 農林水産大臣は、前条第一項又は第二項に規定する立入検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。

(農林水産大臣に対する申出)

第二十一条 何人も、次に掲げる場合には、農林水産省令で定める手続に従い、その旨を農林水産大臣に申し出て適切な措置をとるべきことを求めることができる。

一 格付の表示を付された農林物資が日本農林規格に適合し  
ないと認めるとき。

二 農林物資の品質に関する表示又は指定農林物資に係る名称の表示が適正でないため一般消費者の利益が害されると認めるとき。

2 農林水産大臣は、前項に規定する申出があつたときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、第十九条の二(第十九条の六第三項において準用する場合を含む。)及び第十九条の十三から第十九条の十六までに規定する措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(食品衛生法等の適用)

第二十二条 この法律の規定は、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)又は不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)の適用を排除するものと解してはならない。

(都道府県が処理する事務等)

第二十三条 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

(都道府県が処理する事務)

第十一条 第一号に掲げる農林水産大臣の権限に属する事務でその主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の都道府県の区域内のみにある製造業者等(法第十四条第一項に規定する製造業者等をいう。以下この項及び第四項において同じ。)に関するものは当該都道府県の知事が、第二号及び第四号に掲げる農林水産大臣の権限に属する事務で法第十九条の十三第一項から第三項までの規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資(以下この項において「表示基準設定農林物資」という。)の製造業者等に関するものは当該製造業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が、第三号に掲げる農林水産大臣の権限に属する事務で表示基準設定農林物資の製造業者等に関するものは当該製造業者等の工場、店舗、事務

(農林水産大臣に対する申出の手続)

第七十七条 法第二十一条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した文書(正副三通)をもつてしなければならない。

一 申出人の氏名又は名称及び住所

二 申出に係る農林物資の種類

三 申出の理由

四 申出に係る農林物資の製造業者等、生産行程管理者又は小分け業者の氏名又は名称及び住所

五 申出に係る農林物資の申出時における所在場所及び所有者の氏名又は名称

<p>所、事業所、倉庫その他の立入検査に係る場所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、第二号から第四号までに掲げる農林水産大臣の権限に属する事務（第二号及び第三号に掲げるものにあつては、法第十九条の十四の規定の施行に関し必要と認められる場合に限る。）については、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。</p> <p>一 法第十九条の十四第一項及び第二項に規定する農林水産大臣の権限に属する事務</p> <p>二 法第二十条第二項に規定する報告の徴収に関する農林水産大臣の権限に属する事務</p> <p>三 法第二十条第二項に規定する立入検査に関する農林水産大臣の権限に属する事務</p> <p>四 法第二十一条第一項に規定する申出の受理及び同条第二項に規定する調査に関する農林水産大臣の権限に属する事務（農林物資の品質に関する表示に係るものに限る。）</p> <p>2 前項本文の場合においては、法中同項本文に規定する事務に係る農林水産大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。</p> <p>3 都道府県知事は、第一項本文の規定により同項第一号に掲げる農林水産大臣の権限に属する事務を行った場合には、農林水産省令で定めるところにより、その内容を農林水産大臣に報告しなければならない。</p>	<p>4 都道府県知事は、第一項本文の規定により同項第二号又は第三号に掲げる農林水産大臣の権限に属する事務で製造業者等に関するもの（その主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の都道府県の区域内のみにある製造業者等に関するものを除く。）を行った場合には、農林水産省令で定めるところにより、その結果を農林水産大臣に報告しなければならない。</p> <p>5 農林水産大臣は、法第二十一条第二項に規定する調査を行った場合において、都道府県知事が同項に規定する措置を講ずる必要があると認めるときは、その結果を都道府県知事に通知しなければならない。</p> <p>6 都道府県知事は、第一項本文の規定により同項第四号に掲げる農林水産大臣の権限に属する事務のうち法第二十一条第二項に規定する調査を行った場合には、農林水産省令で定めるところにより、その結果を農林水産大臣に報告しなければならない。</p>
<p>（都道府県知事の行う指示の内容等の報告）</p> <p>第七十八条 令第十一条第三項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。</p> <p>一 指示をした製造業者等の氏名又は名称及び住所</p> <p>二 指示をした年月日</p> <p>三 指示に係る農林物資の種類</p> <p>四 指示の内容</p> <p>五 その他参考となるべき事項</p> <p>2 令第十一条第四項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。</p> <p>一 報告を求め、又は立入検査を行った製造業者等の氏名又は名称及び住所</p> <p>二 報告を求め、又は立入検査を行った年月日</p> <p>三 報告の徴収又は立入検査に係る農林物資の種類</p> <p>四 報告の徴収又は立入検査の結果</p> <p>五 その他参考となるべき事項</p>	<p>3 令第十一条第六項の規定による報告は、遅滞なく、調査の方法及び結果を記載した書面並びに前条の規定による文書の副本一通を提出しなければならない。</p>

2 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

## 第七章 罰則

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第十二条の規定に違反した者

(権限の委任)

第七十九条 第一号に掲げる農林水産大臣の権限でその主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の地方農政局の管轄区域内のみにある製造業者等(その主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の都道府県の区域内のみにあるものを除く。)に関するものは当該地方農政局長に、第二号に掲げる農林水産大臣の権限(法第十九条の十四第一項及び第二項の規定の施行に關し必要と認められる場合に限る。)で法第十九条の十三第一項から第三項までの規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資(以下この条において「表示基準設定農林物資」という。)の製造業者等に関するものは当該製造業者等の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長に、第三号に掲げる農林水産大臣の権限(法第十九条の十四第一項及び第二項の規定の施行に關し必要と認められる場合に限る。)で表示基準設定農林物資の製造業者等に関するものは当該製造業者等の工場、店舗、事務所、事業所、倉庫その他の立入検査に係る場所の所在地を管轄する地方農政局長に、第四号に掲げる農林水産大臣の権限で表示基準設定農林物資の製造業者等に関するものは当該製造業者等の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第十九条の十四第一項及び第二項に規定する農林水産大臣の権限

二 法第二十条第二項に規定する報告の徴収に關する農林水産大臣の権限

三 法第二十条第二項に規定する立入検査に關する農林水産大臣の権限

四 法第二十一条第一項に規定する申出の受理及び同条第二項に規定する調査に關する農林水産大臣の権限(農林物資の品質に關する表示に係るものに限る。)

(格付実績の報告)

第八十条 登録認定機関又は登録外国認定機関は、毎年九月末日までその前年度のこれらの者の認定に係る製造業者等、生産行程管理者、小分け業者、外国製造業者等、外国生産行程管理者又は外国小分け業者の農林物資の種類ごとの格付実績又は格付の表示の実績を取りまとめ、農林水産大臣に報告しなければならない。

- 二 第十四条第六項又は第七項の規定に違反した者
- 三 第十八条の規定に違反した者
- 四 第十九条の規定に違反した者
- 五 本邦において第十九条の六第一項において準用する第十四条第六項又は第七項の規定に違反した認定外国製造業者等、認定外国生産行程管理者又は認定外国流通行程管理者
- 六 第十九条の十一の規定に違反した者
- 七 第十九条の十二の規定に違反した者
- 八 第十九条の十四第三項の規定による命令に違反した者

第二十五条 第十七条の十二第二項の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした登録認定機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十七条の十四の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十七条の十五第一項の規定に違反した者
- 二 第十九条の二の規定による格付の表示の除去又は抹消の命令に違反した者
- 三 第十九条の十六の規定による処分違反した者
- 四 第二十条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項若しくは第二十条の二第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十八条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした登録認定機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十七条の五第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 二 第十七条の八第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 三 第十七条の十三の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
- 四 第十七条の十五第二項の規定に違反したとき。
- 五 第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項若しくは第二十条の二第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第二十九条 法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第二十四条（第八号に係る部分に限る。） 一億円以下の罰金刑

二 第二十四条（第八号に係る部分を除く。）、第二十五条又は前二条 各本条の罰金刑

2 人格のない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその人格のない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三十条 第二十条の三の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十七条の四第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十七条の九第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者